

新型コロナウイルス感染症に関する市の取り組み

現在、国内および世界各国で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しています。

市では「市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を設置し、感染予防策や相談窓口の情報提供を行っているほか、感染の疑いがある方からの相談と専門医療機関の受診を調整するため「帰国者・接触者相談センター」を開設しています。また、感染拡大防止の観点から、市内小・中学校の臨時休業、各種行事等の中止・延期・規模縮小、公共施設の休館・利用制限、市内医療機関等への備蓄用マスクの配布などの対応を行ってきました。

加えて、市内の事業者などが新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、一時的な業績悪化により資金繰りに支障を来すことが懸念されることから、市内金融機関に対し、金融の円滑化について要請を行ったほか、本市の経済への影響について情報共有を図り、共通認識の下、取り組みを進めるため、市内の経済団体や金融機関などと緊急連絡会議を行いました。

今後の感染の拡大を最小限に抑えるためには、クラスター（感染者の集団）の発生を防止することが重要になりますので、市民の皆さんの協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業・小規模事業者などを支援

産業創出課産業振興係 ☎22-1126

○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度

同感染症で特に大きな影響を受けた事業者などについては、実質的に無利子・無担保で利用できます。

▶お問い合わせ 日本政策金融公庫
☎25-7251
☎0120-154-505

○県新型コロナウイルス対策特別資金

▶内容 金利1.5パーセント以内、限度額8,000万円、保証料率0.5パーセント

▶お問い合わせ 県経営金融課
☎024-521-7288

○市新型コロナウイルス対策特別資金

県新型コロナウイルス対策特別資金またはマル経融資を活用した事業者を対象に、利子や信用保証料について補助します。

▶利子補給補助 3年間で100万円まで全額補助

▶信用保証料補助 50万円まで全額補助（県新型コロナウイルス対策特別資金のみ）

▶お問い合わせ 産業創出課産業振興係

○雇用調整助成金の特例措置を拡大

労働者に対して一時的に休業・教育訓練・出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金などの一部を助成します。

▶お問い合わせ ハローワークいわき
☎23-1421

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった世帯を支援

保健福祉課地域福祉推進係 ☎22-7450

▶対象 ①緊急小口資金貸付制度＝休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯 ②総合支援資金貸付制度＝収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

▶貸付額 ①＝10万円以内など ②＝月20万円以内、単身世帯は月15万円以内（貸付期間は原則3カ月以内）

▶お問い合わせ 市社会福祉協議会
☎23-3320

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に注意！

消費生活センター ☎22-0999

マスクの入手が困難な状況に便乗し、マスクを無料で送付するといった内容のURL付きの不審なメールが届いたり、同感染症の感染拡大による経済への影響を口実に、怪しい投資に勧誘されたりしたなどの相談が寄せられています。少しでも怪しいと感じた時には、同センターへお問い合わせください。

住所を変更される方へのお知らせ

市民課届出・証明グループ ☎22-7447

転入届・転居届は、新しい住所に引っ越ししてから原則14日以内の手続きが必要ですが、当面の間、期限後も受け付けをしますので、窓口の混雑緩和に協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に注意！

○お問い合わせ
保健所総務課感染症対策係
☎27-8595

新型コロナウイルス感染症の症状と感染経路

○症状

37.5度以上の発熱やのどの痛みがあり、せきが長引く（1週間前後）、強いだるさがあるなどの症状が特徴です。



○感染経路

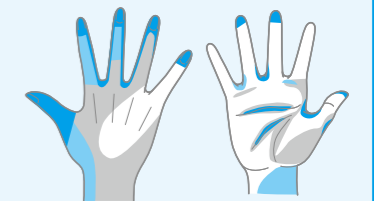
せきやくしゃみなどのしぶきと一緒にウイルスを吸い込むことにより感染する飛沫感染、ウイルスが付着しているものを手で触った後に、自分の目や鼻などに触れることで感染する接触感染があります。

予防のポイント



ポイント1 小まめに手を洗いましょう

外出した後や、調理の前後、食事の前、せきをした後などには、手をしっかり洗いましょう。また、手洗いの後にアルコールによる手指の消毒をすることも有効です。



■ 最も洗い残しがある部分
■ 次に洗い残しがある部分



ポイント2 せきエチケットを守りましょう

せきエチケットとは、感染症を他人に飛沫感染させないよう、せきやくしゃみをする際にマスクやティッシュを使って、口や鼻を押さえることです。手で口や鼻を押さえると、ウイルスが手に付着し、接触感染を引き起こす可能性がありますので、避けましょう。



医療機関の受診と相談窓口について

一般的な風邪などが疑われ、軽症の場合は医療機関内での感染を防ぐためにも、自宅療養が望ましいこともあります。ただし、症状が改善しない・悪化してきたなど、感染が疑われる場合には帰国者・接触者相談センター（☎27-8596）にご相談ください。

○感染が疑われる方

- ①同感染症の症状があり、発熱が4日以上続く方（高齢者や基礎疾患などがある方は2日程度）
- ②発熱またはせきやたんの症状があり、発症前14日以内に同感染症感染者と濃厚接触をした方
- ③同感染症の症状があり、発症前14日以内に感染する可能性が高い国や地域への渡航歴がある方、または同感染症の症状がある渡航歴がある方と接触した方

新型コロナウイルス感染症に関して心配なことや、気になることがある方は下記の相談窓口にお問い合わせください。

- ・保健所総務課感染症対策係 ☎27-8595（月～金曜日、8時30分～17時15分）
- ・県相談専用ダイヤル ☎024-521-7871（月～金曜日、8時30分～21時）
- ・厚生労働省電話相談窓口 ☎0120-565-653（9時～21時）

感染の拡大を防止するために注意すること

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に、集団で集まることを避ける
- ・風邪のような症状がある場合は、仕事や学校を休み、外出を控え、小まめな手洗いやせきエチケットを徹底する
- ・イベントなどの開催を予定している方は、感染のリスクが高いことから、開催の必要性について検討するとともに、換気の悪い密閉空間をなるべくつくりたくないなど、実施方法を工夫する

※詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。